

現代日本における海岸マツ林の環境保全活動に関する地理学的研究

近藤, 祐磨

<https://hdl.handle.net/2324/4474903>

出版情報：九州大学, 2020, 博士（文学）, 課程博士
バージョン：
権利関係：やむを得ない事由により本文ファイル非公開（3）

氏 名 : 近藤 祐磨

論 文 名 : 現代日本における海岸マツ林の環境保全活動に関する地理学的研究

区 分 : 甲

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、日本の海岸マツ林(海岸林)で地域住民を中心に展開される環境保全活動が、行政以外の主体が公共的な役割を担う「環境ガバナンス」として、実際にどのように機能しているのかを、保全活動団体と行政との関係性に着目しながら解明する。1980年代以降に興隆した環境保全活動は、大規模開発の阻止を図る従前の環境運動とは異なり、行政への対抗的な性格が弱く、行政の影響力を強く受けることが多い。そのため、保全活動団体が、海岸林に関する価値観や目標という点で相違がみられる行政と、いかに妥協して向き合い、同時に行政から都合よく利用される「下請け」状態に陥るリスクを、いかに戦略的に回避するのかに主に着目した。研究方法は、地域住民や行政担当者、研究者、政治家など計46人に対する聞き取りと海岸林や保全活動の観察、新聞記事や行政文書などの資料の収集・分析である。

本論文は8つの章から構成される。第1章で全体的な問題提起を行ったのち、第2章で、地理学とその周辺分野における環境保全活動に関する研究動向と分析視角を詳細に検討した。その結果、環境保全活動の既存研究の方法は、実態の表面的な描写や、現場で直接役に立つような実利的な検討にとどまるものが多いという課題が明らかになった。そこで環境保全活動を、現代的な環境運動の一種であり、「日常的な環境ガバナンス」の一つの形態である、と位置づけたうえで、環境運動や環境ガバナンス一般に関する研究で重視されてきたスケールやネットワークなどの概念を適用して、環境保全活動を複眼的に検討する重要性を示した。

次に第3章においては、日本の海岸林の現状と課題を整理した。近世に防砂・防風を目的に造成された海岸林は、病虫害によるマツ枯れや植生遷移という景観上の変化と、環境保全への社会的な関心の高まりを契機に、再評価と保全活動の対象となった。海岸林は、一般的な里山や棚田と比較して、行政による管理への関与が強いうえ、複数の争点について価値観が複雑に交錯しているため、現代の環境ガバナンスの実態や課題を考察するため

の事例として最適である。

以上の理論編をもとに、実証編では海岸林の環境ガバナンスの実態と課題を検証した。まず第4章では、福岡県糸島市を事例に、行政への対抗的性格をもたない団体と、行政によるマツ枯れ対策の薬剤散布への懐疑が契機となった団体とを比較して、活動のネットワークの形成過程を明らかにした。前者の団体は、住民自身が創意工夫を凝らして、地域内の学校や企業、行政と連携していた。これに対し後者の団体は、薬剤の懸念から解放された海岸空間を創成するため、マツ枯れの問題意識を共有できる部分で行政と連携しつつ、地域外の主体と積極的に連携していた。

次いで第5章では、福岡県福岡地方を事例に、広域的な団体がミクروسケールの団体間のネットワークを形成する過程を解明した。ネットワーク形成を主導する団体は、行政と協調的・補完的な関係であっても、行政に対して何らかの不満を抱き、活動する地域のスケールを拡大して影響力を拡散させたり、逆に縮小して集中的に活動の効果を発揮させたりといった戦略を実践していた。

次に第6章では、佐賀県唐津市を事例に、行政による保全活動の制度化を取り上げ、小規模で散発的な保全活動が、行政の積極的関与によって、大規模で組織的な活動へと変容した過程を明らかにした。長年にわたる住民の活動が県政主導の制度化に結実した一方で、マツ単純林を志向する価値観が、林学と国家林政が重視する、マツと広葉樹の混交林を志向する価値観を排除するという構図が判明した。

さらに第7章では、福岡県福津市を事例に、保全活動の展開を促進または抑制する条件として、海岸林の土地所有形態の違いを検証した。特に国有林の場合、国と保全活動団体との良好な関係性がなければ、両者間の価値観・目標の相違が原因で、活動上大きな制約を受けうることを解明した。

最後に第8章で、本論文で得られた知見をまとめた。海岸林保全活動の団体は、海岸林の現状や行政に対する不満から、程度の違いはあるものの、行政とは異なる独自性を発揮しており、行政からも政策面での譲歩を引き出していた。その際、保全活動団体は、地域内外の主体と連携するネットワークの形成や、活動地域の拡大や縮小を伴うスケール戦略といった方法を駆使して、自らの価値観や目標の拡大に努め、行政の「下請け」を回避していた。このような過程において、保全活動団体は土地所有形態を含めた行政の多様な制度の影響を受けつつも、それらを一部でも克服できる能力を有していた。

以上の知見は、従来は未検討であった現代日本における環境保全活動の詳細なメカニズムを解明し、現場の実態に即した、よりの確な分析方法を提示するとともに、現代世界の民主主義社会における市民と行政との関係性のあり方にも示唆を与える成果である。